

乙種防火管理講習（乙種防火管理者資格取得講習）

1 目的

消防法施行令第3条第1項第2号イに定める資格を与えるものとする。

2 日時

令和6年10月9日（水）

受付時間 午前9時00分から午前9時20分まで

講習時間 午前9時30分から午後4時10分まで

3 場所

海部南部消防組合消防本部3階 会議室

愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話 0567-52-3143

4 受講申込み

令和6年8月30日（金）までに、防火管理講習受講申込書を提出してください。

なお、防火管理講習受講申込書には、写真を1枚貼り付けてください。

写真は6か月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面上三分身像で大きさが縦4cm×横3cmで裏面に氏名を書いてください。

5 受講料（テキスト代）

1,800円

受講申込み時にお渡しする払込用紙で令和6年9月19日（木）までに払込みしてください。テキストは、講習会当日にお渡しします。

一旦払込みされた受講料はお返しできません。講習会を欠席した場合は、後日、テキストをお渡しします。

6 講習科目

防火管理の意義及び制度、火気の管理及び監督、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る消防計画、防火管理に係る訓練（水消火器）及び教育、効果測定とする。

7 受講対象者

乙種防火管理の資格の取得を希望する者

8 定員

30名程度

9 修了証の交付

全ての科目を修了した者に交付させていただきます。

10 昼食

講習会場には、レストラン等の施設がありませんので、昼食は、各自で準備してください。

11 講習の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期します。

○延期の場合の講習日時（延期日）

令和6年10月16日（水）

午前9時30分から午後4時10分まで

（受付時間 午前9時00分から9時20分まで）

12 講習の中止

延期日においても、11講習の延期に示す警報等が発令されている場合は、講習を中止とします。

問い合わせ先

海部南部消防組合消防本部予防課査察指導係

電話 0567-52-3143（直通）